

2022年2月24日

受益者の皆様へ

岡三アセットマネジメント株式会社

当社投資信託におけるロシア国債の組入れ状況について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

岸田首相は23日、ロシアによるウクライナ東部の親ロシア派支配地域の独立承認などを巡り、対ロシア経済制裁を表明しました。これには、ロシアの「ソブリン債」に関するものも含まれていますが、今回の制裁はロシア政府による新たな国債や政府機関債など「ソブリン債」の日本での発行・流通を禁止するという内容で、範囲は限定的なものとなっています。

当社におきましては、引き続きウクライナ情勢や金融市場の動向を注視し、投資環境を見極めながら対応してまいります。

なお、2月22日現在の当社投資信託におけるロシアのソブリン債の組入れ状況は以下の通りとなっております。

ファンド名	愛称	ロシアソブリン債組入比率 (カッコ内は参考指数における 1月末の同ウェイト)
新興国国債オープン(毎月決算型)	アトラス (毎月決算型)	4.4% (5.5%)
新興国国債オープン(1年決算型)	アトラス (1年決算型)	4.4% (5.5%)
ラップ・アプローチ(安定コース)	-	0.2%
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	-	0.3%
ラップ・アプローチ(成長コース)	-	0.4%

※新興国国債オープン(毎月決算型)(1年決算型)の比率は、「新興国国債マザーファンド」を通じた当該ファンドの実質組入比率です。

※新興国国債オープン(毎月決算型)(1年決算型)は、特定のベンチマークを設けておりませんが、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット)ブロード・ディバーシファイド指数(円ベース)」を参考指数としております。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。同指数は参考指数であり、当該ファンドのベンチマークではありません。

※ラップ・アプローチ(安定コース)(安定成長コース)(成長コース)の比率は、「GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)」(1月末時点の保有明細)を通じた当該ファンドの実質組入比率です。

(以 上)

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入金額 (購入価額×購入口数) × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担: 純資産総額×実質上限年率2.09%(税抜1.90%)
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)